

石川県公報

平成 24 年 10 月 30 日

第 1 2 5 4 0 号 (火曜日)

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		公 告	
歳入の徴収事務の委託 (文化振興課)	1	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止の届出 (同)	4
医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	受胎調節の実地指導を業として行う者の指定 (少子化対策監室)	4
生活保護法に基づく指定医療機関の診療所及び薬局の廃止の届出 (同)	2	県統計調査の実施 (廃棄物対策課)	4
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	5
医療扶助のための施術を担当させる者の指定 (同)	2	県道の区域の変更 (道路整備課)	5
生活保護法に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止の届出 (同)	3	公 告	
医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	3	特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	6
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき指定医療機関の診療所及び薬局の廃止の届出 (同)	3	大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	6
介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	3	公共測量終了公告 (監理課)	7
医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 (同)	4	第41回採石業務管理者試験合格者 (河川課)	7
		開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	7

告 示

石川県告示第471号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。
平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県・金沢市文化施設共通鑑賞パスポート(石川県立美術館、石川県立歴史博物館、石川四高記念文化交流館及び石川県立伝統産業工芸館を含む共通利用券をいう。)に係る使用料の徴収事務	金沢市広坂2丁目2番5号	財団法人石川近代文学館	平成24年10月1日から同月31日まで

石川県告示第472号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
ウエルシア加賀作見薬局	加賀市作見町二42番1	平成24年9月1日
ウエルシア能美寺井薬局	能美市寺井町八112番	〃
京子漢方診療所	加賀市山中温泉白山町リ34番地	平成24年10月1日
花咲く丘の診療所	能美市火釜町リ1番8	〃
なの花薬局辰口	能美市辰口町505	〃
橋本薬局	鳳珠郡穴水町字川島イ-24	〃

石川県告示第473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所及び薬局を廃止した旨の届出があった。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
上出医院	小松市材木町15	平成24年8月31日
ウエルシア石川作見薬局	加賀市作見町二42番1	〃
ウエルシア石川寺井薬局	能美市寺井町八112番	〃
橋本薬局	鳳珠郡穴水町字川島イ25-3	平成24年9月30日

石川県告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
ウエルシア関東株式会社	埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-47-7	ウエルシア加賀作見薬局	加賀市作見町二42番1	平成24年 9月1日
〃	〃	ウエルシア能美寺井薬局	能美市寺井町八112番	〃
株式会社楓の家コーポレーション	羽咋市寺家町テ48番1	グループホーム はくい 楓の家	羽咋市寺家町テ48番1	〃
有限会社見谷メディカルサービス	小松市北浅井町八77番地	まそらデイサービス	小松市日の出町3丁目161番地1	平成24年 10月1日
(株)Nakamura	小松市里川町ト125・127番地	里川の家	小松市里川町ト125・127番地	〃

石川県告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	指定年月日
南 健 一 (南 接 骨 院)	小松市下栗津町ア158番地1	平成24年7月1日

石川県告示第476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	廃止年月日
道 井 正 幸 (道 井 接 骨 院)	羽咋市千里浜町ソ1 - 11	平成24年9月30日

石川県告示第477号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
ウエルシア加賀作見薬局	加賀市作見町二42番1	平成24年9月1日
ウエルシア能美寺井薬局	能美市寺井町八112番	〃
京子漢方診療所	加賀市山中温泉白山町リ34番地	平成24年10月1日
花咲く丘の診療所	能美市火釜町リ1番8	〃
なの花薬局辰口	能美市辰口町505	〃
橋本薬局	鳳珠郡穴水町字川島イ - 24	〃

石川県告示第478号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所及び薬局を廃止した旨の届出があった。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
上 出 医 院	小松市材木町15	平成24年8月31日
ウエルシア石川作見薬局	加賀市作見町二42番1	〃
ウエルシア石川寺井薬局	能美市寺井町八112番	〃
橋本薬局	鳳珠郡穴水町字川島イ25 - 3	平成24年9月30日

石川県告示第479号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
ウエルシア関東株式会社	埼玉県さいたま市見沼 区東大宮 4 - 47 - 7	ウエルシア加賀作見薬局	加賀市作見町二42番 1	平成24年 9月1日
〃	〃	ウエルシア能美寺井薬局	能美市寺井町八112番	〃
株式会社楓の家コーポレーション	羽咋市寺家町テ48番 1	グループほーむ はくい 楓の家	羽咋市寺家町テ48番 1	〃
有限会社見谷メディカルサービス	小松市北浅井町八77番 地	まそらデイサービス	小松市日の出町 3 丁目 161番地 1	平成24年 10月1日
(株)N a k a m u r a	小松市里川町ト125・ 127番地	里川の家	小松市里川町ト125・ 127番地	〃

石川県告示第480号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	指定年月日
南 健 一 (南 接 骨 院)	小松市下粟津町ア158番地 1	平成24年 7 月 1 日

石川県告示第481号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	廃止年月日
道 井 正 幸 (道 井 接 骨 院)	羽咋市千里浜町ソ 1 - 11	平成24年 9 月 30 日

石川県告示第482号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第 1 項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、平成 24 年 10 月 30 日次のとおり指定した。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	住 所	保健師、助産師 又は看護師の別	氏 名
第1165号	金沢市御供田町口47 - 1 リリーフ203	助 産 師	上 道 こずえ

石川県告示第483号

石川県統計調査条例（平成21年石川県条例第15号）第 3 条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 県統計調査の名称
石川県廃棄物排出量実態調査
- 2 県統計調査の目的
県内の廃棄物の発生及び処理の状況を詳細に把握し、廃棄物の適正処理の確保に資する基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 県統計調査の対象とする範囲
産業廃棄物が多量に発生することが予想される業種の事業所で、県内に所在するもの
- 4 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
廃棄物の発生量及び処理状況並びに活動量指標(製造品出荷額等)
 - (2) 基準となる期日又は期間
平成23年4月1日(金)から平成24年3月31日(土)まで
- 5 県統計調査の報告を求める者
調査対象として選定された者
- 6 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。
- 7 県統計調査の報告を求める期間
平成24年11月1日(木)から同月30日(金)まで

石川県告示第484号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

宝立加入区

- (1) 発起人の住所及び氏名
珠洲市宝立町春日野1字157番1号地 越後 洋一郎
珠洲市宝立町宗玄25字23番地 谷内 章二
- (2) 区域
石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区(宝立町春日野、宝立町鶴飼、宝立町南黒丸、宝立町鶴島及び宝立町宗玄の区域に限る。)
- (3) 区分
総トン数4トン以上の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- (4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日
平成24年9月29日

石川県告示第485号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年10月30日から同年11月13日まで縦覧に供する。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
加 賀 インター線	加賀市三木町213番地先から 加賀市三木町213番地先まで	旧	13.40～18.40	10.1	南加賀土木 総合事務所 大聖寺土木 事務所
		新	13.40～15.50	10.1	

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成24年10月12日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 びいすく美川
- 3 代表者の氏名
西田 善夫
- 4 主たる事務所の所在地
白山市美川中町イ126番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、白山市を中心とした近隣地域住民に対して、運動・スポーツ活動と文化活動の振興に関する事業を行い、会員の資質向上及び会員相互の親睦と交流を図り、会員のみならず子どもたちをはじめ地域住民の健全な心身の育成に寄与し、健康あふれる楽しい街づくりに貢献することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コープたまぼこ
金沢市玉銚1丁目180番地
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
公告日 平成24年6月22日
- 3 市町村の意見の概要
市町村名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年10月30日から同年11月30日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープたまぼこ

金沢市玉鉾 1 丁目180番地

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更

公告日 平成24年 6 月22日

3 市町村の意見の概要

市町村名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年10月30日から同年11月30日まで

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢地方法務局長から、次のとおり公共測量を終了する旨の通知があった。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (不動産登記法第14条第1項地図作成)	平成24年2月10日から 同年3月26日まで	七尾市御祓地区

第41回採石業務管理者試験合格者

平成24年10月12日に実施した第41回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

受験番号

(石) 1、(県) 4、(中) 1、(奥) 1、(珠) 1、(珠) 2

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
輪島市水守町堂端12番1から12番3まで、13番、14番、18番1、18番2、20番2、20番3、24番2、25番2、26番1から26番5まで、27番1から27番5まで、28番1、28番4、32番1、32番2、35番及び水路の無籍地の一部 輪島市釜屋谷町壱字7番5及び9番5	道 路 輪島市水守町堂端24番2、25番2及び35番 輪島市釜屋谷町壱字7番5及び9番5 緑 地 輪島市水守町堂端18番2、20番2、26番4及び32番2 水 路 輪島市水守町堂端26番3、26番5、27番4、27番5、28番4及び水路の無籍地の一部	輪島市町野町広江四字70番地1 社会福祉法人町野福祉会